

令和6年9月19日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八幡平市長 佐々木孝弘

市町村名 (市町村コード)	八幡平市 (214)	
地域名 (地域内農業集落名)	高宮 (高宮)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月19日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ①担い手が不足している
- ②農地が分散しており、集約化が急務
- ③小区画圃場が点在している

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・当地域は園芸作物、特にほうれん草と長芋に力を入れており、規模拡大を推進しコスト低減に努めていきたい。
- ・ほうれん草・長芋等の園芸作物と水稲との複合経営による経営の安定化を目指していきたい。
- ・田頭全体として、若い担い手が少なく、地区の中での農地の分散が目立つため、各集落で対応するのではなく、田頭地区全体として将来の担い手、農地の受け手を再検討し、集約を推進して行く。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内的の農用地等面積	101.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	101.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、耕作を継続できなくなった農地については保全・管理を行う区域とする。

注:区域内的の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

